

4月と5月は 混雑が予想されます



混雑予想カレンダー（例年、オレンジ色の日は混雑します）

4月

		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

5月

				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

4月1日以降採用分の**資格取得届**は、可能な限り**5月12日以後**にご提出をお願いします

*雇用保険法施行規則第6条の規定により、被保険者となった事実のあった日の属する月の翌月10日までに提出が必要です。ただし、都内ハローワークにおきましては、被保険者となった事実のあった日の属する月の翌月末日まで確認書類をいただいています。この範囲内でご協力をお願いします。

離職票の発行手続きを、最優先として行います

ハローワークでは雇用保険受給手続きに必要な離職票の発行手続きを最優先で行っているため、資格取得届等の処理に時間を要する場合があります

郵送のご申請は、大変お時間をいただく場合があります

お急ぎの場合は窓口または電子申請をご利用ください

*大量の届出（離職票10件以上）は一旦お預かりし、翌営業日16時以降にお返しします

来所による届出・申請の受付時間 8:30~16:00

特定の日に混雑することがありますので、お時間に十分余裕を持って早めのご来所をお願いいたします

混雑緩和のため、ご理解とご協力をお願いします

ハローワーク三鷹 雇用保険適用課